

令和6年度一般廃棄物処理実施計画

湯 上 市

令和6年3月

目次

第1	基本項目.....	1
1	目的.....	1
2	実施期間.....	1
3	計画区域.....	1
第2	施策.....	1
1	ごみの減量化.....	1
2	ごみの適正処理.....	1
第3	一般廃棄物の種類及び排出量見込み.....	2
第4	一般廃棄物の処理方法.....	3
1	ごみの分別区分と排出方法.....	3
2	ごみ処理手数料.....	4
第5	ごみ収集の状況.....	5
第6	家庭ごみ・事業系ごみの区分.....	5
第7	廃棄物処理施設計画.....	6
1	中間処理施設計画.....	6
2	最終処分計画.....	8
第8	排出抑制、資源化計画.....	9
1	ごみの減量・リサイクルに係る意識啓発.....	9
2	家庭系ごみの減量化.....	10
3	事業系ごみの減量化.....	10
4	リサイクルの推進.....	11
第9	生活排水処理実施計画.....	13
1	実施期間.....	13
2	し尿・汚泥処理計画.....	14

第1 基本項目

1 目的

一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3の規定に基づき、一般廃棄物処理基本計画で定める事項の実施のために必要な事業について定めることを目的とする。

2 実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 計画区域

本市の行政区域全体

第2 施策

第2次潟上市総合計画に示された廃棄物行政(ごみ・し尿関係)の施策と目標により、実施するものとする。

1 ごみの減量化

3R^{*}の取組を推進し、より効率的なごみの減量や資源回収の在り方、新たな資源ごみの指定について検討する。

※Reduce(リデュース:減らす)、Reuse(リユース:繰り返し使う)、Recycle(リサイクル:再資源化)の頭文字をとった環境配慮に関するキーワード

2 ごみの適正処理

ごみの収集運搬、中間処理、最終処分の一連の処理の過程で適正処理に努め、環境負荷の低減と再資源化を推進する。

第3 一般廃棄物の種類及び排出量見込み

種 類		年間排出量 (t)	一日排出量 (t)
家庭系ごみ		8,000	21.92
事業系ごみ		2,300	6.30
家庭系ごみ+事業系ごみ		10,300	28.22
可燃ごみ		8,410	23.04
不燃ごみ		330	0.90
粗大ごみ		510	1.40
資源ごみ	古紙	700	1.92
	ペットボトル	120	0.33
	びん	220	0.60
水銀含有ごみ		10	0.03
合計		10,300	28.22

第4 一般廃棄物の処理方法

市で収集するごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、水銀含有ごみに分別して排出されている。このうち、資源ごみについては、古紙（ダンボール、新聞紙、雑誌類、雑がみ類）、ペットボトル、びんに区分される。

可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、水銀含有ごみは、ステーション方式で収集し、粗大ごみは、委託業者による戸別有料収集を行っている。

一時多量ごみ及び事業系ごみは、排出者自ら又は許可業者への委託によりクリーンセンターに直接搬入されている。

1 ごみの分別区分及び排出方法

市で収集するごみのうち、処理手数料が必要なものは、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ（ペットボトル、びん）である。

(1) 市で収集するごみ

分別区分	ごみの種類	排出方法	収集回数	収集方法	
可燃ごみ	・台所ごみ ・紙くず ・木くず ・布類 ・プラスチック類 ・その他	市指定ごみ袋（有料）	週2回	ステーション方式	
不燃ごみ	・陶器類 ・金属類 ・ガラス類 ・小型家電	市指定ごみ袋（有料）	週1回 (びんの収集日を除く)		
粗大ごみ	・家具類 ・寝具類 ・家電製品類・乗物類 ・その他1辺の長さが40cm以上のもの	品目ごとに300円又は500円の処理券を貼付	随時	申込制による戸別収集	
資源ごみ	古紙	・新聞紙・ダンボール ・雑誌類及び雑紙類	種類別に分けて梱包	週1回	ステーション方式
	ペットボトル	・清涼飲料用・酒類用 ・醤油用 ・PET1マークがついているもの等	市指定ごみ袋（有料）	週1回	
	びん	・飲料用のびん ・化粧品用のびん等	市指定ごみ袋（有料）	月1回	
水銀含有ごみ	・水銀体温計・蛍光管 ・水銀血圧計・電池	蛍光管は購入時の箱や新聞紙など、蛍光管以外はレジ袋などに入れる	月1回		

(2) 市で収集しないごみ

分別区分	ごみの種類	排出方法
一時多量ごみ	引越し、庭木の刈込み、大掃除などで多量に出されるごみ	排出者自らがクリーンセンターに搬入又は許可業者が個別収集
事業系ごみ	事業活動に伴い排出されるごみ（事業系一般廃棄物のみ）	排出者自らがクリーンセンターに搬入又は許可業者が個別収集
特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・エアコン ・テレビ ・冷蔵、冷凍庫 ・洗濯機 ・衣類乾燥機 	排出者自らが指定引取所（日本通運(株)秋田支店、株式会社阪東商店）に搬入又は小売店若しくは許可業者が個別収集
危険なもの及び処理できないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬 ・薬品類 ・消火器 ・注射器 ・ピアノ ・農機具 ・ドラム缶 ・廃タイヤ ・塗料・廃油・土砂、砂 ・プロパンガスボンベ ・ブロック、コンクリート等 	小売店又は専門業者が個別収集

2 ごみ処理手数料

クリーンセンターに直接搬入する場合は、搬入時に処理手数料の支払いをする。

項目	手数料	備考
可燃用ごみ袋（大）	30枚/1,000円	市指定のごみ袋を購入することで手数料を納入。
可燃用ごみ袋（小）	30枚/ 700円	
不燃用ごみ袋（大）	30枚/1,000円	
不燃用ごみ袋（小）	10枚/ 250円	
ペットボトル用ごみ袋	10枚/ 150円	
びん用ごみ袋	10枚/ 150円	
粗大ごみ処理券	300円券	料金は品目ごとに指定。処理券を購入することで手数料を納入。
	500円券	
クリーンセンター直接搬入分	50kgまで500円（税込み）、50kgを超えた場合は10kgにつき100円が加算	搬入時に手数料を支払う。

第5 ごみ収集の状況

ごみの収集及び運搬は、市内全域で業者委託により行われている。令和6年3月現在、ごみの収集・運搬に使用されている車両は、パッカー車が10台、トラック等が10台である。また、ごみ集積所は市内に734か所ある。

項 目		天王地区	昭和地区	飯田川地区	合 計
ごみの 収集・運搬	可燃ごみ	委 託	委 託	委 託	—
	不燃ごみ	委 託	委 託	委 託	—
	有害ごみ	委 託	委 託	委 託	—
	資源ごみ	委 託	委 託	委 託	—
	粗大ごみ	委 託	委 託	委 託	—
保有車両	パッカー車	—	—	—	10
	トラック等	—	—	—	10
ごみ集積所数		362	217	155	734

第6 家庭ごみ・事業系ごみの区分

本計画では、市域から排出されるごみのうち、市で収集するごみを「家庭ごみ」、直接搬入（直搬）されるごみを「事業系ごみ」とする。

分別区分		収集方法	ごみの区分	
			家庭ごみ	事業系ごみ
可燃ごみ		収 集	○	—
		直 搬	—	○
不燃ごみ		収 集	○	—
		直 搬	—	○
粗大ごみ		収 集	○	—
		直 搬	—	○
資源ごみ	古紙	収 集	○	—
		直 搬	—	○
	ペットボトル	収 集	○	—
		直 搬	—	○
	びん	収 集	○	—
		直 搬	—	○
水銀含有ごみ		収 集	○	—
		直 搬	—	○

第7 廃棄物処理施設計画

1 中間処理施設計画

(1) ごみ焼却施設の概要

潟上市クリーンセンターごみ焼却施設では、収集及び直接搬入された可燃ごみ、粗大ごみ処理施設でせん断・破碎された可燃物及びペットボトルプレス設備で発生した残さを焼却処理している。

項目	内容
施設名称	潟上市クリーンセンターごみ焼却施設
施設所管	潟上市
所在地	秋田県潟上市昭和大久保字大藤崎1番地
面積	敷地面積 19,124 m ² 建築延面積 2,965 m ² (管理棟：406 m ² 、工場棟 2,559 m ²)
施設能力	60t/16h(30t/16h×2基)
処理方式	准連続燃焼式焼却炉(ストーカ方式)
受入・供給設備	ピットアンドクレーン方式
燃焼設備	乾燥 揺動ストーカ 燃焼 揺動ストーカ 後燃焼 揺動ストーカ+ダンピングロストル
燃焼ガス冷却設備	水噴霧方式
排ガス処理設備	排ガス減温塔、活性炭吹込装置、消石灰吹込装置 ろ過式集じん機
排水処理設備	場内再循環方式
通風設備	平衡通風方式
灰出し設備	焼却灰 灰バンカ方式 焼却飛灰 キレート処理方式

(2) 粗大ごみ処理施設の概要

潟上市クリーンセンター粗大ごみ処理施設では、収集及び直接搬入された不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、水銀含有ごみについては選別又はせん断・破碎処理を行っている。

項目	内容
施設名称	潟上市クリーンセンター粗大ごみ処理施設
施設所管	潟上市
所在地	秋田県潟上市昭和大久保字大藤崎 1 番地
面積	敷地面積 19,124 m ² 建築延面積 1,211 m ²
施設規模	20t/5h(粗大ごみ 8t/5h、不燃物 12 t /5h)
処理方式	併用施設
粗大ごみ	二軸せん断式破碎機、回転式破碎機
不燃ごみ	回転式破碎機
選別設備	風力選別機、振動フィーダ、可燃不燃選別装置 磁選機、アルミ選別設備

2 最終処分計画

最終処分場の概要

潟上市一般廃棄物最終処分場では、ごみ焼却施設から焼却残さ（焼却残灰及び焼却飛灰）、粗大ごみ処理施設での処理残さについて、埋立処分を行っている。

項 目		内 容
施設名称		潟上市一般廃棄物最終処分場
施設所管		潟上市
所在地		秋田県潟上市飯田川飯塚字烏木沢地内
敷地面積		15,550 m ²
埋立処分 地施設	埋立面積	6,500 m ²
	埋立容量	37,000 m ³
	埋立対象物	焼却残さ、不燃物残さ
	埋立方式	準好気性埋立
浸出水処理 施設	処理能力	30 m ³ /日平均量
	水処理方式	高度処理（砂ろ過＋活性炭吸着）

（1）適正な最終処分の推進

（ア）最終処分量の削減

現行の最終処分場を長期的に使用するため、ごみの減量化や資源ごみの分別徹底等の取組により最終処分量の削減を図る。

（イ）現行の最終処分場の適正な維持管理

最終処分に当たっては、基準省令をはじめとした各種法令を遵守した適正な維持管理を徹底し、環境保全に十分留意する。

第8 排出抑制、資源化計画

本市において、ごみ排出量は将来的に減少することが予測されるが、本計画の基本構想に示した環境負荷の少ない循環型社会の構築に向けて、市民・事業者・市は、それぞれの立場でごみの排出抑制と資源化を推進する必要がある。

1 ごみの減量・リサイクルに係る意識啓発

(1) 意識啓発・情報提供

ごみの減量・リサイクルの推進、ごみの排出マナー向上のため、広報紙やホームページを活用して市民・事業者に対する意識啓発や積極的な情報発信・提供を行う。広報紙やホームページ等の作成に際しては、実際にごみの分別やごみ出しを行う市民・事業者の立場で各種の検討を行い、わかりやすい内容とするよう心がける。

また、自治会等と連携した講座や説明会等で、ごみの減量・リサイクルの情報を提供し、市民の協力を求める。

(2) 環境教育・環境学習の推進

ごみの発生抑制や正しい排出方法を広く市民・事業者の間に浸透させるためには、一人ひとりがごみ問題や環境問題に関心を持ち、その大切さを理解する必要がある。このため、学校での環境教育や地域の中での実践体験の場などの充実・拡大を図る。

特に児童・生徒に対して、循環型社会の形成に向けた正しい知識と行動を習得してもらうため、小中学校への出前学習など学校での環境教育・環境学習を推進する。

また、自治会・各団体のごみ処理施設の見学などを積極的に受け入れ、ごみ処理の現状・課題の周知とごみ減量に対する意識の向上を図る。

(3) 食品ロスの削減に向けた意識啓発

本来食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」の問題は我が国だけでなく、世界的に深刻化しており、食品ロス削減に向けた取組は国内外で強化されている。

本市においても、先進事例を参考として、市民・事業者に向けた食品ロスの実態や有効な削減方法に関する情報発信、飲食店・小売店・学校等の関係機関と連携した施策展開などを検討し、食品ロスの削減に向けた意識啓発を図る。

(4) イベント等の開催によるコミュニケーションの充実

市民のごみ減量・リサイクルへの関心を高め、取組を行う動機づけを図るため、ごみ処理施設の見学会の継続やイベントの開催等を行う。

(5) アイデアの募集・活用

市民・事業者からごみの減量やリサイクルに関する取組、アイデア等を募集し、広報紙やホームページ等に掲載することにより、市民・事業者への周知と活用を図る。

2 家庭系ごみの減量化

(1) ごみを出さないライフスタイルの啓発

市民に対して、ものを大切に使う、不要なものを買わないなどの消費行動を実践するよう意識の向上を図る。

また、過剰包装を断ることでごみとなるものをつくらぬよう、マイバッグ運動（買い物袋持参）などを市民に広く周知する。

(2) 生ごみの減量化の推進

食材の適量使用による食べ残しや賞味期限切れ食品の廃棄をできるだけなくすなど、生ごみの発生抑制に努める。発生した生ごみは、水切りの徹底や生ごみ処理容器での処理等により、減量化を推進する。

生ごみの減量化を推進するため、生ごみ処理容器の購入助成、廃棄物減量等推進委員や地域の各団体へのEM菌を利用した生ごみ堆肥化の出前講座などを行う。

また、生ごみ処理容器の利用実態と効果について広く広報し、市民への周知を図る。

3 事業系ごみの減量化

(1) 事業者への指導・情報提供

排出者処理責任を徹底させ、事業者の自己責任によるごみ処理やリサイクル、及び許可業者との契約を指導する。

また、事業所での適正な廃棄物の管理について情報提供を行う。

多量の事業系ごみを排出する事業者には、ごみの排出量をできる限り少なくするよう事業活動を工夫するなど、ごみ減量化への協力を求め、適正な排出抑制を指導する。

(2) ごみの減量に対する意識の向上

事業者に対して、簡易包装の推進、ごみになりにくい商品及びリサイクルしやすい商品の製造・販売、修理体制の整備やアフターケアの充実等と呼び掛け、ごみとなるものをつくらぬ事業活動を実践するよう指導する。

(3) 事業系ごみ分別の徹底

事業者に対して事業系ごみの分別の徹底を指導する。また、事業系ごみに対す

る搬入時の監視を強化し、ごみが適正に分別されていない場合には、搬入を規制するなど指導を徹底する。

(4) 適正な搬入のための指導

排出者責任の徹底を図るため、ごみ処理施設における事業系ごみの受入基準に基づく適正な搬入の指導を実施する。

(5) 事業者間の連携の推進

事業者自らがごみの適正処理やリサイクルルートの確保を図ることが困難な場合等も考慮し、業界団体や商工団体等の事業者間の連携・協力を推進する。

4 リサイクルの推進

(1) 集団回収の推進

町内会等の各団体による集団資源回収は、ごみの減量やリサイクルへの意識が高められることから、今後も継続できるよう広報紙等で参加・実施の呼び掛けなどの支援を行う。

(2) 資源ごみ分別収集の推進

排出されるごみの分別が徹底されない場合には、資源化も進まないほかに、ごみの適正処理に支障を来すおそれがあるため、ごみの分別徹底を呼び掛け、資源ごみの分別収集を推進する。

(3) 不用品交換等によるリサイクルの推進

家庭などで使用された後のものを「ごみ」とせず、再使用を推進するため、フリーマーケット、ガレッジセール、バザー等に関する情報提供を行う。

また、これらの催し物の開催を支援するための場所の提供等について検討する。

(4) 再生品、グリーン商品等の利用推進

再生品の利用を率先して行い、無駄な消費をしないよう努める。また、市民・事業者に対して再生品の利用拡大、詰め替え利用が可能な製品の購入などを呼び掛けるとともに、エコマーク商品等の環境保全型商品、再生品の情報提供を行う。

(5) ごみ処理施設等における資源回収の徹底

粗大ごみ処理施設での資源ごみの選別・回収の徹底を図る。

(6) 新たな資源ごみの指定の検討

現在、可燃ごみとして回収しているプラスチック製容器包装などの新たな資源ごみの指定及び分別収集の導入について検討する。

(7) 事業者によるリサイクルの推進

牛乳パックや白色トレイ等を店頭回収しているスーパーなどでの回収品目の増加、実施箇所の拡大などについて協力を要請する。

第9 生活排水処理実施計画

生活排水処理率の向上により、快適で衛生的な水環境を確保するため、公共下水道の整備をはじめ、総合的な生活排水処理対策を推進する。

- ① 公共下水道の整備は概成しており、今後は広報等による水洗化率の向上を図る。また、下水道施設の計画的な点検・調査を行い、老朽化した管路等については、改築・更新を行う。
- ② 公共下水道の計画がない地域については、合併処理浄化槽の事業を推進する。また、既に単独処理浄化槽を設置している場合は、合併処理浄化槽への転換を図る。
- ③ し尿・浄化槽汚泥の状況の変化に対応した効率的な処理を行うとともに、施設の老朽化への対応も検討する。
- ④ 生活雑排水の発生源対策として、市民に対する広報・啓発活動を積極的に行う。

1 実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 し尿・汚泥処理計画

(1) 男鹿地区衛生処理一部事務組合の概要

項目	内容
施設名称	男鹿地区衛生センター
所在地	秋田県男鹿市船越字一向 207-145
処理能力	100kℓ/日
処理方式	高負荷脱窒素処理方式+高度処理

(2) し尿・浄化槽汚泥の排出量見込み

種類	排出量		合計
し尿	2,526kℓ/年	6.9kℓ/日	4,581kℓ/年
浄化槽汚泥	2,055kℓ/年	5.6kℓ/日	

(3) し尿・浄化槽汚泥の処理方法

種類	収集運搬主体	中間処理		最終処理	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
し尿	許可業者	委託※1	高負荷脱窒素処理方式+高度処理	民間委託	埋立
浄化槽汚泥					

※1 男鹿地区衛生一部事務組合

(4) 生活排水処理計画人口（令和4年度末） 参考

区分	人口(人)
行政区域内人口	31,673
水洗化・生活雑排水処理人口	28,646
公共下水道	27,224
農業集落排水	619
浄化槽（合併処理）	803
水洗化・生活雑排水未処理人口（単独浄化槽）	355
非水洗化人口（くみ取り）	2,672

(5) 生活排水処理主体

本市において、下水道等の整備が計画どおり進捗していくと、非水洗化人口は減少していくものと予測される。

今後のし尿・浄化槽汚泥の収集運搬業者で十分に対応できると考えられることから、当面は現在の体制を維持していくこととする。

また、現在設置されている合併処理浄化槽については、保守・点検、清掃、検査の徹底を図るよう指導していく必要がある。

市民や事業者に対しても、広報や啓発活動により生活排水処理対策活動への参加を推進していくものとする。

し尿・浄化槽汚泥の処理に関しては、当面、現行の男鹿地区衛生センター施設による処理体制を継続していくこととするが、昭和52年3月の竣工から40年以上経過しており施設の老朽化が進んでおり、広域処理の実施が必要となる。このため、令和3年2月に三市（秋田市・男鹿市・潟上市）による「し尿および浄化槽汚泥の広域処理検討に係る覚書」を締結、今後は各市の担当者による、し尿等広域処理連絡協議会により、広域処理について協議を進めていく。

(6) 収集・運搬に関する目標

収集・運搬区域から発生するし尿及び浄化槽汚泥を迅速かつ衛生的に処理するため、し尿及び浄化槽汚泥の需要に対応し、収集体制の効率化・円滑化を図る。

(ア) 収集・運搬の実施主体は、現行どおり本市が現在許可している収集運搬業者で対応し、男鹿地区衛生センターへ搬入する。

(イ) し尿及び浄化槽汚泥は、現行どおり計画収集する。

(ウ) 対象となるし尿及び浄化槽汚泥は、計画処理区域から発生するし尿及び浄化槽汚泥（単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽の清掃汚泥）の全量とする。

(7) 中間処理等に関する目標

(ア) 処理対象物の質・量の変化に十分対応した中間処理施設を整備し、適正に処理する。

(イ) 中間処理対象物は、市全域から収集されるし尿及び浄化槽汚泥等とする。

(ウ) 収集したし尿及び浄化槽汚泥等は、男鹿地区衛生センターに搬入して処理する。

処理水は消毒設備により消毒して放流し、発生した脱水汚泥及び焼却残さは、最終処分処理業者により処理する。

(エ) 中間処理量は、計画処理区域から収集されるし尿及び浄化槽汚泥の全量とする。

(8) 啓発活動に関する目標

市民に対して、水環境保全の意識の向上を図り、各家庭から排出される生活排水の抑制方法やその必要性に関する啓発活動を展開し、広く市民の理解と協力を得ることに努める。

令和6年度潟上市一般廃棄物処理実施計画
(令和6年3月)

潟上市市民生活部地域づくり課
〒010-0201 潟上市天王字棒沼台 226-1
TEL:018-853-5370 FAX:018-853-5277
